

がやポン Q&A

No.	カテゴリ	質問	回答
1	使い方	スマートフォンがないと使えませんか？	お手元に届くカードを持参して使えるお店もあります(加盟店一覧の「紙」に○が付いている加盟店に限りま す)。
2	使い方	1台のスマートフォンに、家族分のカードを取り込めますか？	可能です。
3	使い方	紙からスマホに残高移行した後、紙に戻せますか？	一度スマートフォンに移してしまうと、紙に戻すことは出来ません。
4	使い方	一度に全額使わなければいけませんか？	おつりは出ませんが、カードに残高が残るため、複数回に分けて利用できます。
5	使い方	残高以上の買い物はできますか？(例：5,000円の買い物で3,000円のがやポン を使用)	可能です。不足分のお支払い方法は利用店舗へご確認ください。
6	使い方	「＊」が印字されているカードは使えますか？	二次元コードがなく、「＊」表記のカードはご利用できません。
7	使い方	「がやポン」アプリの利用方法が分かりません。	利用方法につきましては、同封してあるチラシをご確認ください。また、アプリ登録をせずとも、紙クーポン でご利用できる店舗もございますので、ご検討ください。 ※越谷市役所第三庁舎4階にて実施していました「アプリ登録補助窓口」は7月31日（金）をもって、終了い たしました。
8	使い方	残高の確認方法はありますか？	アプリに残高移行していれば、アプリ内で残高の確認ができます。紙のカード型の場合には、ストアスキャン 対応の店舗にてご確認ください。また、カードに利用履歴を記載する場所があるので、併せてご活用くださ い。
9	使い方	食料品以外にも使えますか？	食料品以外でも使用可能となっています。ただし、税金や水道光熱費等の支払い、金券、商品券等の購入には ご使用できません。
10	使い方	がやポンを使用する際、決済金額を誤ってしまいました。	当日であれば、ご利用店舗でキャンセル対応ができますので、ご利用店舗にお問い合わせください。
11	発送関係	不在にしている、がやポンを受け取れませんでした。	市役所の物価高騰対策支援室（第三庁舎4階）にて、受取をお願いします。受取の際、受取に来る方によっ て、持ち物が異なります。ホームページにて詳細を必ずご確認ください。
12	発送関係	がやポンが6月末を過ぎても届かず、不在通知票も入っていません。発送され ていますか？	物価高騰対策支援室 ☎963-9329にお問い合わせください。
13	発送関係	市役所に戻ってしまった電子クーポンを再配達してほしいです	申し訳ございませんが、お受け取りを希望する場合は、物価高騰対策支援室（第三庁舎4階）までお越しくださ い。
14	発送関係	世帯主宛の「がやポン」は届いたが、世帯員宛の「がやポン」が届かないで す。	世帯主様宛に世帯員全員分の「がやポン」を同封して郵送しておりますので、ご確認をお願いします。
15	発送関係	世帯人数とがやポンの枚数が合いません。	基準日（令和8年3月1日）時点での住民登録上の世帯人数に応じて、がやポンを送付しています。
16	その他（制度）	越谷市はなぜ3,000円なのですか？	国から、国民一人当たり3,000円程度の規模感が示されています。なお、国からは、支援について、地域 の実情に応じ、各市区町村で行うように通知されており、越谷市では本事業である食料品等物価高騰対策支援 事業の他に、物価高騰の影響を受けた事業者への支援も行っていることから3,000円としています。

がやポン Q&A

No.	カテゴリ	質問	回答
17	その他（制度）	電子クーポンを辞退することはできますか？	市から対象者全員に配付しているため、辞退はできませんが、電子クーポンを利用しないことで辞退していただいたことと同義となります。
18	その他（制度）	今回の電子クーポンは課税所得となりますか？	国の食料品等物価高騰対策支援事業になりますので、課税所得対象にはなりません。
19	その他（制度）	生活保護を受けている場合、生活保護制度上の収入認定となりますか？	なりません。
20	その他（クーポン対象）	非課税世帯とは？	非課税世帯とは、令和8年3月1日時点において <u>世帯全員</u> の令和7年度分住民税 <u>均等割</u> 非課税世帯のことです。
21	その他（クーポン対象）	非課税世帯に該当しているか確認したいです。	まずは、基準日（令和8年3月1日）時点の世帯員の中に令和7年度住民税課税者、未申告者、転入者（令和7年1月1日以降）がいないかをご確認ください。上記に該当する者がいない、詳細を知りたい等ございましたら、物価高騰対策支援室 ☎963-9329までお問い合わせください。
22	その他（クーポン対象）	配偶者からの暴力などを理由に本市に避難している方等、住民票を越谷市に移せない場合でも、がやポンを受け取ることは可能ですか？	住民票を移すことが出来ない場合でも、基準日(3/1)時点で越谷市内に居住していると認められる場合、電子クーポンを受け取ることが出来る可能性がありますので、物価高騰対策支援室 ☎963-9329までお問い合わせください。
23	その他（クーポン対象）	基準日以降に転出した場合でも、対象となりますか？	基準日（令和8年3月1日）時点で越谷市に住民登録があれば、支給対象となります。
24	その他	がやポンを紛失したり、汚したり、破損してしまった場合、再発行はできますか？	この場合、再発行できません。